

盛土規制法に基づく規制が始まります

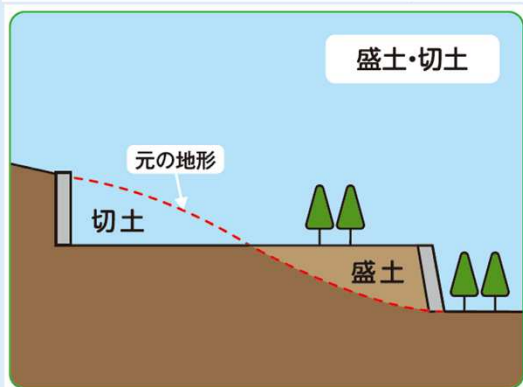
盛土等を行う場合は事前に
「許可」が必要です。

令和7年5月23日
運用開始

規制の対象

規制区域内で行われる一定規模以上の
「盛土・切土」又は「一時的な土石の
堆積」が規制の対象となります。

許可対象となる盛土等の規模 → 裏面掲載

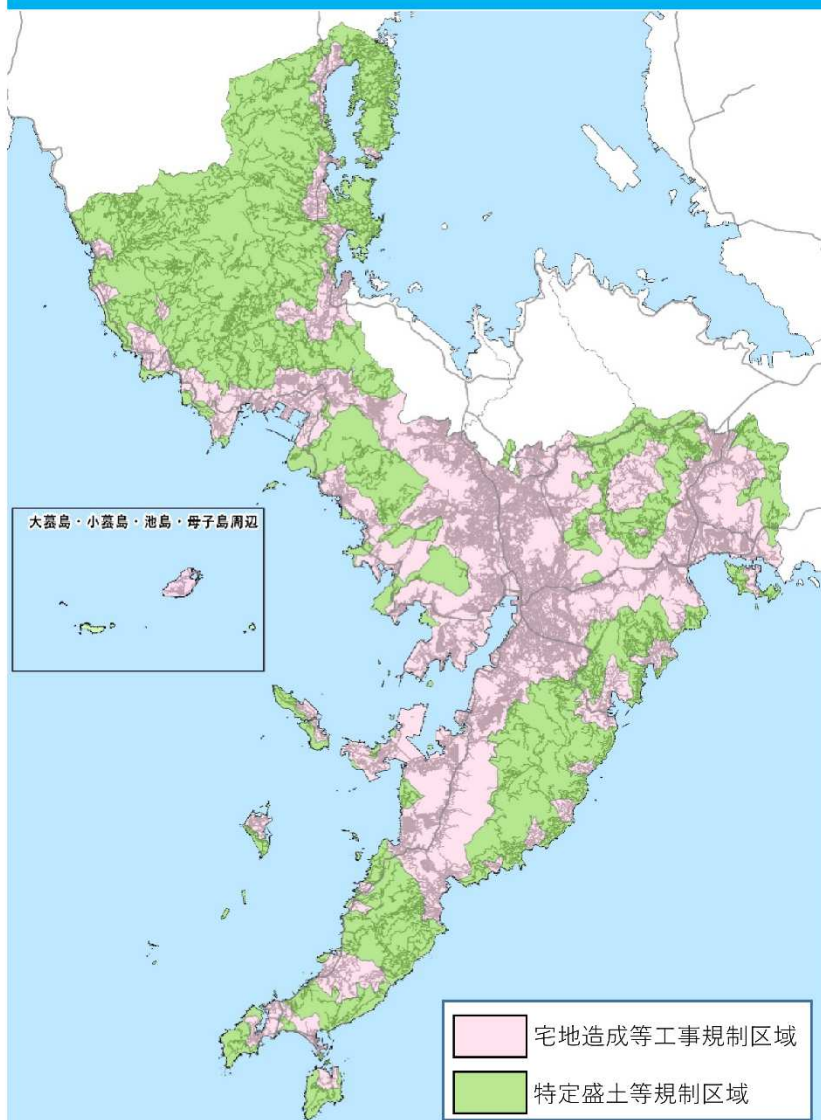


- ・宅地造成の盛土・切土
- ・残土処分場における盛土・切土
- ・太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等



・土砂のストックヤードにおける仮置き 等

規制区域（長崎市全域を指定）



既に工事を行っている場合は
「届出」が必要です

運用開始日の時点で、継続して盛土等の工事※
を行っている場合、工事主は令和7年6月13
日まで（21日以内）に届出する必要があります。

※「許可対象となる盛土等の規模 裏面掲載」に該当する規模の工事が対象です。

運用開始 R7.5.23



許可対象となる盛土等の規模

赤文字 宅地造成等工事規制区域

青文字 特定盛土等規制区域

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

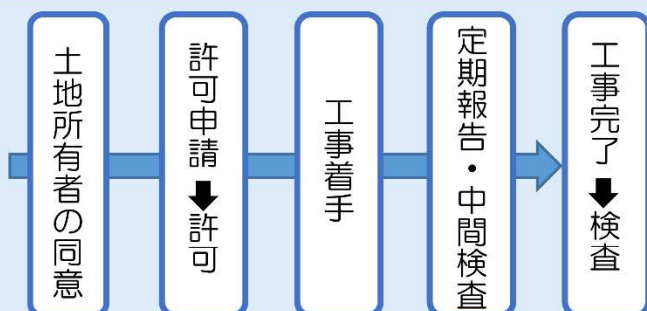
※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		

許可手続きの流れ



詳しくは「許可申請等の手続き(長崎市)」をご覧ください。
(注) 現在作成中のため完成次第長崎市HPに掲載します。

許可等不要の工事

- ・災害の発生の恐れがないと認められる工事(採石法、砂利採取法等に基づく事業)
- ・道路、河川などの公共施設用地で行う工事
- ・開発許可(都計法29条)を受けた工事は、盛土規制法に基づく許可を受けたものとみなされます。(みなし許可)
- ・農地等において行われる通常の営農行為

土地所有者等の責務

規制区域内では、盛土等が行われた土地を常時安全な状態に維持する努力義務が土地所有者等に課せられます。

自分の土地の盛土等が周囲に危険を及ぼさないように注意が必要です。
(法施行前に行われた盛土等も同様)

罰則等

無許可で盛土等を行うなど悪質な場合は罰則の対象となります。

- 最大で懲役3年以上・罰金1,000万円以下
- 法人に対しては最大3億円以下

不審な盛土等を発見した場合は下記お問い合わせ先へお知らせください。

《お問い合わせ先》 長崎市 建築指導課

メール: kenchiku_shidou@city.nagasaki.lg.jp

電話: 095-829-1176

長崎市 盛土規制法

検索



▲長崎市HP



▲国土交通省HP